

令和6年教育委員会第4回定例会会議録

開会日時 令和6年4月12日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午前 10時57分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 小花 高子
同職務代理者 谷部 憲子
委 員 井口 信二
委 員 上原 有美江
委 員 壺内 明
委 員 田中 健

議場出席委員

・教育次長	中島 俊一	・学校教育担当部長	山梨 智弘
・教育総務課長	山崎 淳	・学校環境整備担当課長 兼 学校施設担当課長	尾崎 隆夫
・学務課長	羽田 顕	・教育指導課長	谷合みやこ
・学校教育推進担当課長	江川 泰輔	・総合教育センター教育支援課長	二ノ宮 正信
・総合教育センター管理担当課長	土居 真喜	・統括指導主事	青木 大輔
・統括指導主事	田辺 留美子	・地域教育課長 兼 放課後支援課長	高橋 裕之
・生涯学習課長	柏原 正彦	・生涯スポーツ課長	宮木 亮
・中央図書館長	新井 秀成		

書記 ・教育企画係長 大石 睦貴

開会宣言 教育長 小花 高子 午前10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 小花 高子 委員 谷部 憲子 委員 井口 信二
以上の委員3名を指定する。

開会時刻 10時00分

○**教育長** おはようございます。それでは、出席委員は定足数に達しておりますので、令和6年教育委員会第4回定例会を開会いたします。

本日の議事録の署名は、私に加え、谷部委員と井口委員をお願いいたします。

議事に先立ちまして、新たな教育委員会委員として田中健委員が区長より任命されましたので、ご挨拶を頂きたいと思います。

○**田中委員** 4月1日に教育委員になりました田中と申します。よろしく願いいたします。昨年まで青戸小学校でPTA会長をやっておりまして、また小学校PTA連合会が1年持ち回りになっていますけれども、ちょうど私の地域がその担当になっていて、去年は副会長兼会長補佐という形で携わらせていただきました。

その中で、葛飾区教育振興基本計画の策定検討委員会に参加させていただきまして、それが今年から施行されるというところで、私もいろいろご意見させていただきましたけれども、実行するというところの役割を担って、区に貢献できればなと思っております。

教育委員の皆さんは、本当に大先輩でいらっやあって、私の中でやらせていただくというところの意義が、一つは現役の保護者であるというところ、そして私も自分のビジネスを抱えていて、仕事をしております。そういった現役のビジネスパーソンであるというところで、そういった視点で、これからの教育どうしていくかを考えて、意見や提案等をさせていただければと思っております。

皆様と連携して、子どもたちのために、教育のために活躍できればと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

○**教育長** ありがとうございます。次に、職員の人事異動がございましたので、教育総務課長から紹介をさせていただきます。

教育総務課長。

○**教育総務課長** それでは、4月1日付けで教育委員会事務局の人事異動がございましたので、ご紹介申し上げます。

学校教育担当部長、山梨智弘でございます。

○**学校教育担当部長** 山梨でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○**教育総務課長** 学校施設担当課長兼務学校環境整備担当課長、尾崎隆夫でございます。

○**学校施設担当課長兼務学校環境整備担当課長** 尾崎でございます。引き続きよろしく願いいたします。

○**教育総務課長** 教育指導課長、谷合みやこでございます。

○**教育指導課長** 谷合でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○**教育総務課長** 総合教育センター教育支援課長、二ノ宮正信でございます。

○総合教育センター教育支援課長 二ノ宮と申します。よろしくお願いいたします。

○教育総務課長 総合教育センター管理担当課長、土居真喜でございます。

○総合教育センター管理担当課長 土居と申します。よろしくお願いいたします。

○教育総務課長 統括指導主事、田辺留美子でございます。

○統括指導主事 田辺と申します。よろしくお願いいたします。

○教育総務課長 放課後支援課長兼務地域教育課長、高橋裕之でございます。

○放課後支援課長兼務地域教育課長 高橋でございます。引き続きよろしくお願いいたします。

○教育総務課長 生涯スポーツ課長、宮木亮でございます。

○生涯スポーツ課長 宮木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育総務課長 ご紹介は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 それでは、議事に入ります。本日の案件は報告事項等が4件でございます。

初めに報告事項等の1「『かつしかのきょういく』（第154号）の発行について」の報告をお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長 それでは、「かつしかのきょういく」（第154号）の発行につきまして、説明を申し上げます。

発行日は令和6年5月31日を予定しております。まず1ページ目でございます。こちらは入学式の様子を写真で紹介したいと考えてございます。おめくりいただきまして、2ページは令和6年度教育費予算の概要を掲載いたします。また3ページの上段には、「かつしかっ子」賞の受賞式、下段には優秀な教員の表彰式を掲載いたします。

おめくりいただきまして、4ページから5ページにかけては、本区におけます教育情報化の取組について特集記事を設けたいと考えてございます。

おめくりいただきまして、6ページでございます。左上から中学生の職場体験、電子書籍の利用について、親子の手紙コンクール、朝食レシピコンテストに関する記事を掲載いたします。

続きまして、7ページでございます。上段は「教育長室から」ということで、教育長からのメッセージ。下段は「教育委員会の動き」、「新教育委員のご紹介」及び葛飾の教育に関する保護者アンケートのご協力の呼びかけでございます。

おめくりいただきまして、最後の8ページは、上段にいじめ専用電話相談窓口の設置、下段にはかつしか郷土かるたの全区競技大会の実施結果について掲載する考えでございます。

ご説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問やご意見などございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の1を終わりといたします。

次に、報告事項等の2「令和6年度道徳授業地区公開講座の実施について」の報告をお願いします。

教育指導課長。

○教育指導課長 それでは、「令和6年度道徳授業地区公開講座の実施について」を説明いたします。

この講座は東京都の事業として、平成10年度から実施しているものでございます。道徳科の授業を公開することにより、道徳科の授業の質を高め、道徳科を活性化すること。開かれた学校づくりを推進すること。また公開後の意見交換会を通して、学校・家庭・地域社会が一体となった道徳教育を推進することを趣旨としてございます。

項番の4「参考」の表をご覧ください。令和3年度はコロナ禍にあり、その時期と各校の実態に応じて、保護者の人数制限やオンラインを活用した公開授業を実施いたしましたことで、参加者が少なくなっております。令和4年度は、その時期の感染状況によりましたが、授業公開とオンラインを併用し、実施いたしました。特に小学校においては、積極的にハイブリッド型といたしまして参集とオンラインを併用し、参加者数は増加しております。令和5年度は、参集型の実施となりました。

今年度は、さらに児童・生徒それぞれの意見を共有できるアプリを活用するなど、より効果的にICT機器を活用しまして、児童・生徒が他者の考えに触れ、議論する中で自分の考えがより深まるような指導・助言を実現してまいります。また、これまでに引き続き道徳教育推進研修、教師向けの研修の充実も図ってまいります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いしたいと思います。

田中委員。

○田中委員 こちらの項番3の(1)の中で、令和5年度に「ICTの効果的な活用をより推進」という言葉がございます。この具体的なICTの活用した事例があれば、教えていただきたいのですが。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 ありがとうございます。こちらは、Googleフォームですとか、Googleスライドを使いまして、教材分を受けて、児童・生徒が自分の考えを、意見・感想等々を端末に入力することで、瞬時にしてお互いの考えを共有し、またさらにお友だちの意見を見て自分の考えを深め、そこからよりクラスとして、グループとしての話し合いにそういったものを活用するなどいたしております。これまでですと、挙手をして指名されて、発言をして、板書していたことが、その点ではスムーズに行うことができるようになった。これは大変効果

的な活用であったと認識しております。

以上でございます。

○教育長 田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。挙手だけだとやはり限られた子しか話せないというところで、このICTを使うこと、タブレットを使うことで全員がその考えを述べられるというところで、とてもよい取組だったと理解しました。

ありがとうございます。

○教育長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

井口委員。

○井口委員 授業後の意見交換会についてなのですが、なかなか現場の先生方は苦勞されていて、何とか参加を拡げていこうとか、成果を上げようとしています。なかなか難しい部分もあるので、何か工夫した事例とか、成果を上げた事例がもしあれば、教えていただきたいなと思います。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 委員、ご発言のとおり、授業公開の後に意見交換会を設けてお残りいただくのですけれども、なかなかご参加者数が少ないというのは永遠の課題でございます。

例えばオンラインを活用していたところでは、チャット機能ですとか、アンケートなどを活用することで、多様なご意見を頂戴する成果につながったと、これは主に昨年度の取組なのですけれども、そういった報告を受けております。

今後、参集型が基本となりますけれども、そういった機器を、ICT等を活用することで多くの方、地域にお越しの皆さんのご意見を頂戴するという努力を続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○教育長 よろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。

上原委員、お願いいたします。

○上原委員 参考のところの令和4年度のところは授業参観とオンラインでできて9,660人だったということで、オンラインと参集について、それぞれの人数はわかりますか。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 この9,600人余りの内訳については、現段階ではつかんでおりませんが、学校によっては、ご来校をご遠慮いただいて、児童・生徒の端末を家庭に持ち帰っていただき、学校ににつないでいただくという取組を令和4年度はしておりました。ですので、この数字になっていると認識しております。

以上でございます。

○教育長 上原委員。

○上原委員 そうすると令和5年度ではオンラインはやらなかったということですね。今後もオンラインと参集の両方でやるハイブリッド型はやらない方向性なのか、その辺はどう考えていらっしゃいますか。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 ありがとうございます。これだけ活用いたしますと、数に違いがございます。つまりハイブリッド型に一定の成果が見られているわけでございます。そして、東京都の例示でもオンライン配信を組み合わせることで、ご家庭や地域の参加者を増やすという例示がございますので、それにつきましては、前向きな検討が必要だと思っておりますので、校長会とも検討、協議をいたしまして、取組について検討していく必要性は感じております。

以上でございます。

○教育長 上原委員。

○上原委員 小学生のときは、親御さんも割と子どもに目が行くのですけれども、中学生になると、途端にこの数字を見ても人数的に非常に少なくなってしまう。本当はこの時期は、親も子どもを一番見てなければいけない時期なのだと思うのです。目を離して、そのまま離しっ放しになってしまっていて、ずっと親と子が別れ別れになってしまうというか、意思の疎通ができなくなってしまうというケースが多くあるのかなと思います。

この数字を見ると、中学校の場合は、オンラインはやってないのでしょうか。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 中学校はオンラインの活用はいたしておりませんでした。

○教育長 上原委員。

○上原委員 今後の問題で、小学校だけではなくて、中学校でもオンラインだったら参加できるという人もいると思うのです。例えば親の介護とかがあって家を離れられないとか、そういう方も中にはいらっしゃると思うのです。そういったことも考えると、できたら中学校もオンラインの参加者を増やしていくほうが、皆さんのいろいろな意見が出てくるのではないかな。こういうものでやってはいけないのは、一つの意見だけに固まってしまうことです。いろいろな方の意見が入ってこそ道徳授業ではないかなと思うのですが、その辺のことはどのようにお考えでしょうか。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 道徳授業地区公開講座につきましては、年に一回の開催でございますので、日常的に道徳科の取組の重要性、必要性、ご家庭に対する発信と申しますか、啓発を図って、道徳科という学びへの関心を高めていただく。その上で、公開講座があった際にはオンライン等を活用して、少しでも学校、道徳科の取組に目を向けていただくというところは、委員のご

発言のとおり本当に重要なことだと考えております。特に中学校長会には、教育委員会でそういったご指導・ご助言を頂いたということを伝えまして、前向きな検討をしていく必要を感じているところでございます。

以上でございます。

○教育長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の2を終わりいたします。

次に、報告事項等の3「いじめ専用電話相談窓口の設置について」の報告をお願いします。

教育指導課長。

○教育指導課長 それでは「いじめ専用電話相談窓口の設置について」ご報告いたします。

これまで総合教育センターにおいて教育相談として受け付けておりましたいじめに関する相談につきまして、いじめを早期に発見し、対応の強化を図ることを目的に、教育指導課にいじめ専用電話相談窓口を設置いたします。

令和6年5月1日より運用を開始いたします。開設時間は月曜日から金曜日の午前9時から午後5時となっております。また、これにつきまして、児童・生徒、保護者の皆様、区民の皆様へも丁寧な周知を図ってまいります。そして、これまでもメールによる教育相談を受け付けておりましたが、専用電話の設置に合わせて、区のホームページでの表記を「メールによるいじめ・不登校等教育なんでも相談」に変更し、より分かりやすく相談しやすい環境を整えてまいります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問やご意見がございましたらお願いしたいと思います。

谷部委員。

○谷部委員 この電話を対応するのは、指導主事でしょうか。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 この度の組織改正で、いじめ対策担当係という係が新設になりまして、そちらに区の行政系の職員、係長と係員が合計2名、配置という形になっております。そちらの係が主には受け付け、また場合によっては指導主事も即座に対応、お電話を受け付け、早期に学校に指導・助言ができる、そういった体制を整えております。

○谷部委員 ありがとうございます。

○教育長 壺内委員、お願いいたします。

○壺内委員 いじめを早期に発見して、対応の強化を図るということでは、総合教育センターから教育指導課に持って来ることについて、私も賛成して、いいなという感じで見ております。それと同時に、ホームページ上の名前を「メールによるいじめ・不登校等教育なんでも相談」

にする。この名称もより具体的でとても分かりやすいです。私も法務省の人権相談について、随分担当いたしました自分自身も悩んでしまうのです。係長さんたち、それから指導主事さんがチーム一丸となってやらないと、自分だけ抱えてしまうととても大きなミスや、相手の方との会話、コミュニケーション、あの人はどうのこうのとなってしまいますので、うまく連携しながら、対応を図っていただきたいなと思っております。

本当にメンタル面での懸念がありますので、相談に乗るほうも、メンタルの面に注意しながら葛飾の子どもたちのために頑張ってもらいたいなど、切に願っております。

以上です。

○教育長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

田中委員。

○田中委員 私も、いじめについては早期発見というところと、初動が非常に大事かなと思っております。こういった窓口が、壺内委員がおっしゃったように分かりやすく広がっていくというのはとてもいいことと感じております。

一方で、より効果を上げるというところで、手段について確認なのですが、時間について、平日の9時から5時というところなのですが、実際に相談が多い時間帯というのは、これでカバーできているのかというところが一つ目の質問でございます。

二つ目の質問として、電話番号とメールで相談を受け付けるところでありますが、十代や二十代の方を中心にSNSで発信されるということで、SNSのダイレクトメッセージといったところでの連絡のほうが、より若い人にとっては親和性が高いのかなと感じます。なので、電話、メール、そしてSNSのDMですね、そういったところでの相談の受付をされるという認識でよろしいでしょうか。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 これまでセンターが受け付けておりました教育相談の電話の時間帯の集計までは取っておりませんが、子どもたちから直接のお電話ですと、この時間帯、また設定がどこまで効果があるかということは、確かに5月1日の開始以降、検証が必要なところだと考えております。こちらの電話窓口以外にも、年に4回児童・生徒に向け、また保護者に向け、東京都の様々な相談窓口、これはSNS、メールも含まれます。

そして、葛飾区も児童相談所が親子のための相談ラインという窓口がございまして、葛飾のホームページにもそういったご案内があります。様々な窓口のご案内を年に4回、データとして児童・生徒、保護者に配布をしております。いろいろな手段、また受付窓口で、そういったSOSを受け付けることができる環境が整っておりますが、今回新設する窓口につきましても、時間帯、曜日等々も、これからの受付状況を見ながら、より相談しやすい環境を調える努力を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○教育長 田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。ぜひ効果検証をしていただいて、よりいい受皿になったらありがたいなと思いました。

電話は9時から5時までだと思うのですがけれども、メールとかSNSでも受け付けられるのであれば、時間帯等を問わずに来ると思いますので、そういったところが、例えば夜間に多いですか、朝方に多いということが分かれば、また工夫していただければと思います。

お願いいたします。

○教育長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

上原委員。

○上原委員 今回、こういういじめの相談の電話の窓口ができるということは、すごくいいことだと思います。確かに皆さんがおっしゃるように、早期の発見というのは大切だと思いますが、その電話を受ける人、対応する人、この人たちに対してもかなりいろいろ手当をしてあげないと、非常に難しいというか。電話を掛けるほうも、受けるほうも、顔が見えないから結構言いたいことを言う人もいるのです。

そういうケースもありますし、私も社労士なので、社労士110番という電話相談の相談員をやっているのですが、すごく大きなことを言う人もいれば、ある面では、お得意さんじゃないけれども、同じ人が何回も掛けてくる。そして、前の人はこう言ったけれども、今度の人はこう言わなかったとか、可能性としてそういうことになるのです。

まず一つお聞きしたいのは、もちろん受けた方は、自分の名前は言わないですよね。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 原則的には、受けた者は名前を申し上げます。

○上原委員 電話を受けた人に対して名前を言ってくださいと言う人がいます。お名前は何かおっしゃる方ですかとか、どういう部門でやっていらっしゃる方なのかとか、すごくしつこく聞く人もいます。それで、相手を特定したがる。その辺も気をつけていただかないと。

電話は当たり前のことしか言えないのです。その人のことを本当に思ってというわけには行かないケースが多いのです。やはり対面になって、ご相談して、この方の場合はこちらだといったときに、初めて本当のことも言えるし、それだったらできるかもしれませんよということも言えるのだけれども、電話だと一方的なので、基本的に当たり前のことしか言ってあげられない。そうすると、向こうは納得できない。そういう繰り返しになる可能性もあるので、例えばもしそれ以上のことをお望みならば、こういう対面でご相談する場所もありますよとか、どちらかという橋渡しをしてあげるような立場になったほうがいいと思うのです。

ここで相談を、自分事のように考えてしまってしゃべるよりは、こういうところありますよ、

こういうところのほうが面談できて、うまく行きますよと言っていたほうがよろしいかと思うのです、初めてのことでですから。ぜひその辺も考えて進めていただければと思います。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 5月1日に運用開始となります前に、電話相談の受け方と申しますか、どのような点を落としたりいけないとか、どこまではお伝えするとか。もちろんお名前を伝えるかどうか等についても、1人の者が抱えることのないようにすること。また人によって対応が違わないようにすること。そして、お電話を受け付けましたら全員の指導主事を含めた教育指導課として共有し、その対応については協議した上で、慎重にしていく。そういった一つの流れのようなものをきちんと確認してから、開始をして進めてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

先ほど壺内委員からも相談の受付につきましてお話がございましたので、その点については十分に配慮して進めてまいります。ありがとうございます。

以上でございます。

○教育長 ありがとうございます。これまでも総合教育センターでいじめの相談は受けてきた経験もございますので、それをまた改めて整理した上で、どのようにすることがいいのか、再度、この段階で整理をして取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の3は終わりといたします。

次に、報告事項等の4「令和5年度学校外の屋内温水プールを活用した水泳指導に関するアンケート結果について」の報告をお願いします。

学校教育推進担当課長。

○学校教育推進担当課長 それでは「令和5年度学校外の屋内温水プールを活用した水泳指導に関するアンケート結果について」ご説明をいたします。

本件については、令和5年度に学校外の屋内温水プールを活用した水泳指導を行いました小学校の教員及び児童に対するアンケート結果についてご報告をさせていただくものでございます。

初めに1の「教員に対するアンケートの結果」についてご説明をいたします。まず(1)「対象者」でございますが、令和5年度から新たに学校外の屋内温水プールで水泳指導を行った12校の教員を対象として実施をしております。

(2)「回答状況」につきましては、表に記載のとおり82.4%の回答率でございました。

次に(3)「アンケートの結果」でございますが、今回、教員へのアンケートでは、令和4年度に実施をいたしましたアンケートと同じ質問を9問、確認しております。質問1と2では、インストラクターの効果に関する質問。質問3、4では、指導の計画に関する質問。質問5と

6では、移動の負担。質問7では、学校のプールの管理。質問8では、児童の意欲。最後の質問9では、総合的な評価を確認しているところでございます。

結果といたしましては全ての質問で肯定的な回答が9割を超える結果となっており、令和5年度から新たに開始した学校においても、令和4年度から開始した学校と同様に高い評価を得たという結果となっております。

次に6ページ目の(4)「その他自由意見」でございますが、こちらについては(3)の各質問以外に教員の方から自由意見を聞いてございまして、その自由意見をまとめたものが別添の資料となっております。

各質問の結果と同様に肯定的なご意見も多くあった。その一方で、一部の方々からは、インストラクターの態度の件や施設の環境や対応の改善を求める声などが挙がってございました。その結果については、施設側とも情報の共有をしまして、可能な点については、今後改善を図っていきたいと考えているところでございます。

恐れ入りますが報告資料に戻っていただきまして、6ページ目をご覧ください。次に2「児童に対するアンケートの結果」について、ご説明をさせていただきます。

まず(1)の「対象者」でございますが、令和5年度に学校外の屋内温水プールで水泳指導を行った21校の児童を対象としてございます。

(2)「回答状況」につきましては、表に記載のとおり78.9%の回答率でございました。

次に(3)「アンケートの結果」でございますが、今回、児童へのアンケートでは、令和4年度に実施したアンケートの質問の中から、3問を同様に確認させていただいております。質問1は授業が楽しかったか、質問2ではインストラクターの教え方、質問3では施設について確認させていただきました。

結果といたしましては、全ての質問で肯定的な回答が9割を超える結果となっております、令和4年度の結果と同様に課題・評価を得てございます。一方、一部の児童の意見の中には、教員の自由意見と同様にコーチの教え方が余りよくなかったとの声や施設の改善を求める声などが挙がっておりますので、今後も引き続き学校や施設と連携を図りながら、より充実した水泳指導へと改善を図って参りたいと考えてございます。

本件の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○**教育長** ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問などございましたらお願いしたいと思います。

壺内委員、お願いたします。

○**壺内委員** 学校外の温水プールの利用ということで、他区からも非常に注目されていますし、新聞でも非常に好感的に受け止められております。このアンケートは教員、校長、副校長含めて九つありますが、肯定的な回答が全て90%を超えていました。その九つのうち100%という項

目が二つぐらいありましたよね。やっぱり学校、教員たちが学校のプールを使ってやっているのと違うなという、本当にメリットが大きいのかなと受け取らせていただきました。また子どもたちの評価もこの三つの質問項目、とても好感的に、肯定的な評価を受けているということですね。

今後の計画がどうなっているのか教えていただければと思います。

○教育長 学校教育推進担当課長。

○学校教育推進担当課長 まず、直近の今年度でございます。昨年度は、中学校1校も含めまして24校が実施をしておりました。今年度につきましては、プラス小学校3校が新たに移行しまして実施をさせていただくという状況となってございまして、長期的には今、実施計画というのを定めておまして、今の実施計画の中では令和10年度までに40校目指そうということで、区内に学校施設としてプール施設を2か所造るということで整備を進めている状況でございます。

○教育長 井口委員、お願いいたします。

○井口委員 夏の高温とか、日差しの問題ということが発端だとは思いますが、こういう方向に葛飾区の水泳指導が変わっていくということで、本当にメリットはいっぱいあると思うのです。実際に私、この授業を見たことがないので見てみたいと思うのですが、今年もし実施可能ならば、そういう場を設けていただきたいなと思います。

事前にインストラクターと学校の教員がどういう形で打合せをして、また事後、指導後にどんな反省なり評価なりをしてという形で進んでいるのか。なかなか時間が取れないと思うのですけれども、分かる範囲で教えていただければと思います。

○教育長 学校教育推進担当課長。

○学校教育推進担当課長 まずは、まだご見学いただけていないというところもございまして、今年度、調整をさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

学校と施設の調整につきましては、まず学校の授業でございますので、しっかりと学習指導要領に基づいた授業ということで、施設側には教育委員会事務局からも指導要領を周知徹底しているところがまず大前提としてございまして。その後、各学校においては新たに着任した先生方もいらっしゃいますので、まず施設見学ということで、施設の整備の状況などをご確認頂くというのが1点ございます。

あと、実施を実際にする前には、各学校の教員と施設が事前打合せというところで、例えばグループ分けをどのように、泳力別に分けようかですとか、検定を実施するかとか、そういった細かな部分もすり合わせをした上で、実際の授業を開始してございます。

また、授業の一回ごとの結果を踏まえて、例えばグループ分けも若干変更しようかということについても小まめに学校と施設が、基本的にはメールが中心になっておりますが、そこで

すり合わせをした上で、次の指導を実施しており、綿密に連携を図りながら子どもたちの水泳指導を実施しているという状況でございます。

○教育長 井口委員。

○井口委員 引き続き、この件ですけれども、プールの衛生管理とかいろいろな管理の問題も教員にとって負担になっていた部分もあるので、働き方改革という意味でもかなり前進されるのかなと思うのです。ただ、楽をしようなんて思う教員はいないと思うのですが、すごくこれを楽しんで、葛飾区の教員を経験すると水泳の指導力が落ちるなんてことがあってはならないと思うのですが、すごく気になるところです。新規採用で、例えば葛飾区に来て6年経験して、他区に行って水泳指導できないなんてことがないような形で、もちろん教育指導課では考えていらっしゃると思うのですけれども、少し気になるといえば気になる。逆に地方へ行くと、施設がなくて、温水プールを使ったり、公のプールを使って指導していく例はあると思うのですが、23区内ではないと思うのです。先行してやっている葛飾だからこそ、指導モデルみたいなものをはっきり出して、他地区にこういうふうにするのだよと言えるように、葛飾区の水泳指導の実践が残っているといいなと思います。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 若手の教員は積極的に、インストラクターにグループは任せますけれども、教員もその1人、グループを持つという形で指導には関わりますし、また水泳のプロと言いますか、教え方については、インストラクターの言葉掛け、また支援の仕方等々から教員が学ぶ部分も大変多いと思っております。

ですので、学校に対しては、そういった専門的な水泳指導を学ぶ場でもあるのだということをお伝えしながら、そういった学びの場にもつながるように教員の指導力については補完して参りたいと考えております。

以上でございます。

○教育長 よろしいですか。

○井口委員 指導モデルみたいなものは、どうですか。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 学校に対しては、この学校外プールを活用した指導モデル、指導の流れ、またモデルプランというのでしょうか。そういったものも今後お示ししながら、学校によって取組の差がないように、また学習指導要領の狙いをきちんと達成できる取組になるように、そういった質が高まるような働きかけは、今後、これまで以上に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○教育長 ほかにはいかがでしょうか。

それでは、谷部委員、お願いいたします。

○**谷部委員** アンケートを拝見いたしますと、おおむねと言いますか、肯定的な意見ということですばらしいなと思うのですが、個別のご意見の中で、特別な配慮が必要なお子さんはどうかということに危惧されている先生がいらっしゃるのと、やはり今、井口委員がおっしゃられたように、この意見の中にも「葛飾水泳授業スタイルの確立が望まれる」と書いてあるので、こういう一本筋が通ったというか、こういうスタイルで葛飾はやってほしいですということが、施設によって、またインストラクターによって差が生じているみたいな、乱暴な言葉を使われているようだという意見もありましたので、そういう細かいところは調整していただきたいなと思っております。

○**教育長** 学校教育推進担当課長。

○**学校教育推進担当課長** 今回、様々にご意見頂いておりますので、こちらで見えた課題については、一つ一つ我々としては施設とか学校と連携を図りながら、より改善をして充実に努めて参りたいと思っておりますので、今、頂いたご意見の部分をしっかりと充実するように取り組んでいきたいと思っております。

○**谷部委員** よろしく申し上げます。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。

上原委員、お願いします。

○**上原委員** 見学に行ったのは、今、ここにいる教育委員の中では、教育長と私ぐらいしか見た人が残っていないと思うのです。私が最初に見学をさせていただいたときにすごくいいなと思ったのは泳げる子たちに対しての指導だったのです。学校のプールは分からないのですが、泳げる子に対してはどちらかと言うと好きなように遊んでくださいみたいな、ここの中にもあったのが、遊べなかったというのがあったのですが、好きなように遊ばせてくれるところがあるわけです。

ところが、ここに行くときちゃんと泳げる子でも、この腰のところがいけないとか、そういうところをちゃんと指導するのです。私、それを見たときに、意味があるなとすごく思ったのです。ここも泳げない子は、泳げない子でグループ分けされているのですけれども、その泳げない子に対してももちろんなのですが、いわゆる泳げる子は、幼稚園とか保育園のときからスイミングスクールに行っているような子たちだと思うのです。そういう子たちに対しても、ちゃんと手当をしているというのは、私はすごくいいなと思ったのです。

だから、先ほどから葛飾プランじゃないですけども、葛飾のものをつくるのだったら、その泳げる子に対してもこのような手配をしていますとか、やっていますとか、そういったこと。だから、その子のレベルによって、すごくやり方が変わっていたというのを私は見ていて思ったのです。

ただ、これも先ほど言ったように、もしかすると施設によって違うのかもしれない。私と教育長が見に行ったところは、そうやっていたかもしれないけれども、新しくほかにやったところは違うかもしれない。だから、そういった意味での、まばらになってしまっても困るので、その辺のところを今後、これから気をつけて確立していくと、この葛飾のやり方は、ほかの特別区の中では先進的だと思うのです。

だから、その先進的なものをもっと生かして、単なる取組じゃなくて、こういった形にまでしてきましたよとしていくと、もっといいのではないかなと思いますので、ぜひともお願いしたいと思います。

○教育長 ご要望ということでよろしいでしょうか。

○上原委員 要望です。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

田中委員。

○田中委員 私もそうです。先ほど井口委員、上原委員がおっしゃっていただいた葛飾の先進的なモデルというのが確立されて、ほかの地域を見ましても、教育とか子育ての文脈で取組の新しいところというのは子育て層が流入すると、いわゆる地方創生につながっていると感じますので、そういったところで、もちろん葛飾の教育として確立していただいて、さらにそれを何かシティプロモーションの形でつなげていけると、とてもいいなと思いました。

あともう一つ、上原委員がおっしゃっていた指導方法について、プロのインストラクターが教えるというところで効果があるというところは、このアンケートを見てもあるのかなと思いました。一方で、ネガティブな意見として、教え方が厳しいですとか、教わりやすすくないというのがありましたけれども、先ほど学校教育推進担当課長もおっしゃっていましたが、指導要領に基づいてインストラクターさんに業務委託をお願いしているところだと思うのですが、その内容としては泳力の向上なのか、それとも水に親しんで、水に慣れると言いますか、そういう部分なのか。それともプール、水泳という活動を通じて楽しみましょうという文脈なのか。どういったところでインストラクターさんにお伝えしているのでしょうか。質問でございます。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 学習指導要領には、低学年は水遊びという言葉で規定されております。これは水に親しむ、水と和すというのでしょうか。水に慣れるというところから始まりまして、中学年、高学年では水泳運動という形で長く続けて泳ぐということが小学校体育における高学年の目当てでございます。

遊びというお話が先ほど来あったのですけれども、基本的に授業の中に自由時間というのは、国語の授業の中に自由時間がないように、体育の授業、水泳の勉強の中にも本来自由時間はないはずではあります。

しかしながら、やはり泳いで楽しい心地よさですとか、そういったものを味わわせるということは、大変重要でございますので、そこはインストラクターの事業者側にきちんとそういった学習指導要領の趣旨をお伝えしてご理解を頂くということが、スイミングスクールではないのだと。必ずしもトップレベルを目指すとか、そういったことを目当てにしていけないという、そのあたりはきちんと区別をいたしませんと、違う方向に向いて、それが厳しくなったり、言葉がけも含めてそのような方向になってしまいますので、そうなりませんように、ここでまた改めてこういったアンケートのお声を受けて、そこは整理・区別をしていく、方向性をきちんとお示しするということが必要だということを改めて感じているところでございます。

以上でございます。

○教育長 田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。まさに私が申し上げたかったことは、そういうところでございます。恐らくそういう理解を、経験を重ねていくことによってノウハウが溜まってインストラクターさんもちょうどいいところが分かってくると思うので、ぜひ継続してお願いします。

○教育長 井口委員。

○井口委員 関連してなのですが、これは水泳指導とか体育の指導だけの問題じゃなくて、インストラクターは厳しい指導すると、教員と子どもとの関係とは違いますよね。担任なり学校の教員というのは、学校教育全体を通じてその子を理解して、適切な指導をしたり、フォローしたりしている部分で、インストラクターには無理な部分が絶対あると思うのです。それをインストラクターにばかり要求しても駄目であって、一緒に指導している担任なり教員がそういうこともあると、それをフォローするのが教員の仕事だと、そちらに対する指導も必要になってくるのではないかなと思うので、よろしくお願ひしたいと思います。

○教育長 ご要望ということでよろしいですか。

○井口委員 はい。

○教育長 学校外の温水プールを活用した水泳指導につきましては経験を重ねているところでございますので、これまでの経験を踏まえながら、よりよいものに努力をして参りたいと思います。ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の4を終わりといたします。

次に、報告事項等の5「葛飾区立中学校部活動の地域連携・地域移行推進方針策定検討協議会の設置について」の報告をお願いします。

地域教育課長。

○地域教育課長 それでは、私から報告事項の5「葛飾区立中学校部活動の地域連携・地域移行推進方針策定検討協議会の設置について」ご説明を申し上げます。

1の「趣旨」でございます。国や都のガイドラインなどにに基づき、部活動の地域連携・地域移行につきましては、既にこの委員会でもご報告しておりますとおり、今年度に外部の関係団体の代表者にご参加いただきまして、部活動の方針について関係団体との共通理解の下、必要な事項の協議をするため、協議会を設置するものでございます。

この協議会では、令和7年度末をめどに、本区にふさわしい部活動の在り方を検討し、その方針をまとめるためのものでございます。

次に2の「協議会概要」でございます。(1)の「構成」につきましては、外部関係団体の代表といたしまして、スポーツ団体、文化・芸術団体、葛飾区立中学校PTA連合会、葛飾区青少年委員会。行政側からは、教育次長、学校教育担当部長、葛飾区立中学校校長会代表が参加いただく予定となっております。

(2)の記載にありますとおり、協議会におきましては、部活動に関しまして、地域移行・地域連携に関する基本的な方針、これを策定することを目的としております。また地域連携の充実を図るための具体的な協議も行う予定でございます。

(3)の作業部会につきましては、協議会の円滑な運営を進めるため、庁内関係課及び関係団体の担当者などによる会議体を設置し、協議会で確認した課題の解決策の検討やあるいは推進方針のプラン作成をするために設置するものでございます。

最後に3の「今後のスケジュール」でございますが、先ほどご説明したとおり、7年度末に方針策定に向けて今年度、来年度合わせて10回程度、協議会を開催し、関係団体の皆様のご意見を頂きながら、連携して進めていきたいと考えております。

ご説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いしたいと思います。

田中委員、お願いします。

○田中委員 質問になってしまうのですけれども、まず部活動についていろいろ課題があるというところで、そこを地域と連携して、地域に移行を進めていくというところは理解いたしました。よいことだなと思っております。

一方で、文科省がコミュニティ・スクールの構想を進めていて、各自治体にもコミュニティ・スクールの導入をというところがあると思います。以前、教育長にこの話を伺って、コミュニティ・スクールを区で導入しようとする、どうしても教員の任用が都の権限にあるので、そこの兼ね合いでコミュニティ・スクールを葛飾区で今、導入するのは、まだ検討段階だと伺っております。

一方で、こういった学校の持っていた機能を地域と連携したり、移管していったりというところは、コミュニティ・スクールの一つの考え方につながってくるかなと思ひまして、今、コ

コミュニティ・スクールについてそういった運用をしていくというところのご検討と、この部活動の地域連携・地域移行の兼ね合い、そのあたりを教えていただけるとありがたいのですけれども、いかがでしょうか。

○教育長 地域教育課長。

○地域教育課長 今、委員のお話のとおり、コミュニティ・スクールについては既に導入している自治体もございます。本区もコミュニティ・スクールに関しましては、今後、教育プランの中でも設置に向けた検討を進めるとしてございますので、現在ある学校評議委員会を発展的な形で、そういったモデルケースにしたいと考えています。

ただ、委員のお話しの中にありましたように教員の任用について、ご意見ができるというところではあるのですけれども、それが決定権を持っているわけではないので、他の自治体の先行事例も研究しながら、こちらのほうで取り組んでいきたいと思っています。

部活動の地域移行・地域連携につきましては、文科省が既に示しているとおり、教員の負担軽減ですとか、生徒のあらゆる機会の確保というのをまず目的としておりますので、そうした観点から部活の地域移行・地域連携につきましては、関係団体のご意見を聞きながら、区としてどういう形で進めていくのかというのは、この協議会の中でじっくりと議論していきたいと考えております。

以上です。

○教育長 田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。検討状況、理解しました。コミュニティ・スクールの構想というところと、部活の地域連携というところは、いずれ重なるものと思うのですけれども、今はそれぞれでご検討されているという状況の理解でよろしいでしょうか。

○教育長 地域教育課長。

○地域教育課長 コミュニティ・スクール自体と、部活の地域移行・地域連携は直接リンクしていないと思います。ただ、コミュニティ・スクールはご存じのとおり、学校の運営に関していろいろご意見を言う場でもございますので、そうした中で部活に関して、中学校のコミュニティ・スクールに関しては、そういった場でも出てくるかと思いますが、かといって直接、何らかの形でリンクするというものではないと理解してございます。

以上です。

○教育長 田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。承知いたしました。私も少しだけ言わせていただきたいのですけれども、地域と連携、これが大事だと思っていますので、そのあたりの取組の一環としてリンクするのかなということでご質問させていただきました。一旦は、別物であるということでご回答いただきまして、ありがとうございます。

○教育長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

谷部委員、お願いいたします。

○谷部委員 協議会を構成される方なのですけれども、スポーツに部活動は特化しているわけじゃないのですが、スポーツ推進委員さんの代表の方というのは入らないのですね。

○教育長 地域教育課長。

○地域教育課長 まず现阶段の、こちらで考えている構成メンバーとしては、一般社団法人葛飾区スポーツ協会さん、こちらから代表者を選んでいただくような形で考えています。ただ、協議会の中で、例えばいろいろなご意見が出まして、こういう方も入れたほうがいいのではないかとご意見があれば、その際に改めて追加については検討していきたいと考えておりますけれども、現時点では、スポーツ推進委員さんは構成メンバーとして入ってございません。

○谷部委員 分かりました。

○教育長 ほかには何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

以上で報告事項等の5を終わりいたします。

本日ご用意いたしました案件は以上でございますけれども、これらの案件以外で何か各委員の皆様からご質問やご意見がありましたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして令和6年教育委員会第4回定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会時刻 10時57分